

知事公館使用要領

(趣旨)

第1 この要領は、知事公館の使用(知事公館管理規則(昭和43年宮城県規則第12号)第2条各号に掲げる目的のための使用を除く。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の制限)

第2 知事公館の使用については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づき、許可するものである。

2 原則として次に掲げる目的での使用と判断した場合は、前項の許可をしないものとする。

- (1) 販売等営利を目的とする活動
- (2) 政治的活動・宗教的活動
- (3) 告別式、法要等の弔事
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)の利益となる使用等
- (5) その他総務部秘書課長が使用にふさわしくないと判断するもの

(使用できる日)

第3 原則として、年末年始の休日を除く土曜日及び日曜日で、知事等が公務で使用しない日とする。ただし、それ以外の平日及び祝祭日であっても、総務部秘書課長が使用できると認める日は使用することができる。

(使用時間)

第4 使用時間は、原則として午前9時から午後9時までのうち、7時間30分以内とする。ただし、使用時間が7時間30分を超えない場合で総務部秘書課長がやむを得ないと判断したときは、この限りでない。

(使用範囲)

第5 使用できる範囲は、知事公館内の物置及び管理人宿舎を除く全域とする。

(その他)

第6 総務部秘書課長は、この要領に定めるもののほか、知事公館の使用に関し必要な事項を別に定めることができる。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月22日から施行する。